

市 有 財 産 売 却

一般競争入札参加案内

(令和8年2月 実施分)

和歌山市 財政局 財政部 管財課

## 一般競争入札参加案内

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 売払い物件 .....           | 2  |
| 2 入札参加申込み .....         | 2  |
| 3 入札参加者の資格 .....        | 3  |
| 4 現場説明 .....            | 4  |
| 5 入札保証金の納付 .....        | 5  |
| 6 入札方法 .....            | 5  |
| 7 入札の無効事項 .....         | 9  |
| 8 入札の延期又は中止 .....       | 9  |
| 9 開札 .....              | 9  |
| 10 落札者の決定の方法 .....      | 10 |
| 11 入札結果の通知 .....        | 10 |
| 12 契約保証金 .....          | 11 |
| 13 契約に関する事項 .....       | 11 |
| 14 契約上の主な特約 .....       | 11 |
| 15 契約の解除 .....          | 12 |
| 16 売買代金の納付 .....        | 12 |
| 17 所有権の移転 .....         | 12 |
| 18 所有権の移転登記及び費用負担 ..... | 12 |
| 19 その他 .....            | 12 |
| 20 問合せ先 .....           | 13 |

# 一般競争入札参加案内

市有財産(土地及び建物付土地)を次の要領で一般競争入札により売払います。

## 1 売払い物件

| 番号 | 所在地番          | 地目又は種類 | 実測地積(㎡) | 最低入札予定価格(円) |
|----|---------------|--------|---------|-------------|
| 1  | 湊紺屋町一丁目11番25  | 宅地     | 107.19  | 11,700,000  |
| 2  | つつじが丘三丁目29番10 | 宅地     | 172.90  | 5,570,000   |
| 3  | 今福二丁目7番8      | 宅地     | 126.23  | 7,430,000   |
| 4  | 和歌浦東三丁目642番3  | 宅地     | 319.08  | 25,000,000  |
|    | 和歌浦東三丁目1      | 居宅     | 34.71   |             |
|    | 和歌浦東三丁目1      | 居宅     | 34.71   |             |
| 5  | 府中324番20      | 宅地     | 97.39   | 1,920,000   |
|    | 府中78          | 居宅     | 31.40   |             |
| 6  | 岩橋667番7       | 雑種地    | 745.68  | 13,400,000  |
| 7  | 雄松町二丁目16番     | 宅地     | 9.60    | 10,600,000  |
|    | 雄松町二丁目17番     | 宅地     | 108.57  |             |
|    | 雄松町二丁目18番     | 宅地     | 128.07  |             |
|    | 雄松町二丁目19番     | 宅地     | 121.95  |             |
| 8  | 雄松町五丁目21番1    | 公園     | 655.81  | 36,600,000  |

各物件の詳細については、物件調書をご確認ください。

## 2 入札参加申込み

### (1) 申込方法

#### ① 受付場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

#### ② 受付期間

令和7年11月11日(火)から同年12月10日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### ③ 申込方法

〔(2)申込みに必要な書類〕で示す書類を、受付場所あて持参、郵便又は信書便により提出してください(受付期間内に到着したものに限ります。)

※電送によるものは受け付けません。

必ず受付期間内に、入札参加申込みの手続を済ませてください。

## (2) 申込みに必要な書類

### ① 個人の場合

ア 一般競争入札参加申込書(和歌山市ホームページ掲載様式)

イ 住民票の写し(マイナンバーの記載は不要)

ウ 印鑑証明書

エ 市町村税の完納証明書(ただし、完納証明書を発行していない市町村又は市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出すること)

・市民税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)

・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)

※非課税証明書を発行していない市町村については、本市発行の非課税証明書

オ 誓約書

カ 役員等調書及び照会承諾書

### ② 法人の場合

ア 一般競争入札参加申込書(和歌山市ホームページ掲載様式)

イ 印鑑証明書

ウ 履歴事項全部証明書

エ 市町村税の完納証明書(ただし、完納証明書を発行していない市町村の場合については、以下の証明書を提出すること)

・法人市民税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)

・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)

※非課税証明書を発行していない市町村については、本市発行の非課税証明書

オ 誓約書

カ 役員等調書及び照会承諾書

### 留意事項

●各証明書については、発行後3か月以内のもの各1通必要です。

●複数の物件の入札に参加される場合、各証明書については1通を提出してください。ただし、誓約書については、入札参加物件毎に提出していただきます。

●共有名義で申込みされるときは、共有者全員の各証明書及び誓約書が必要です。

●必要に応じて、上記に加えて他にも書類を提出いただく場合があります。

## (3) 一般競争入札参加決定通知書の交付

受付の期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、「一般競争入札参加決定通知書」を交付します。なお、提出された書類は返却いたしません。

## 3 入札参加者の資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。(2人以上の連名による入札参加も可能とします。)

ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に定める者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

## 4 現場説明

### (1) 現場説明の申込み

現場説明への参加には事前の申込みが必要です。

#### ① 申込方法

入札申込時にご案内する URL から申込み

#### ② 申込期間

令和7年12月11日(木)から令和8年1月4日(日)まで

※現場説明参加申込みがなかった物件は、現場説明を開催しません。参加を希望する場合は、必ず期間内に参加申込みの手続を済ませてください。

### (2) 開催日時

各物件の開催日時は次のとおりです。

| 番号 | 開催日時                           |
|----|--------------------------------|
| 1  | 令和8年1月14日(水) 午前9時30分～午前9時45分   |
| 2  | 令和8年1月14日(水) 午前10時30分～午前10時45分 |
| 3  | 令和8年1月13日(火) 午前10時30分～午前10時45分 |
| 4  | 令和8年1月13日(火) 午前11時10分～午前11時25分 |
| 5  | 令和8年1月13日(火) 午後2時00分～午後2時15分   |
| 6  | 令和8年1月13日(火) 午後2時40分～午後2時55分   |
| 7  | 令和8年1月13日(火) 午前9時30分～午前9時45分   |

### (3)開催場所

現場説明は、各物件の所在地にて行います。

### (4)留意事項

- 現場説明では、境界等各物件の詳しい状況や入札、契約についての事項を説明します。現場説明に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現場確認を行い、納得の上で入札に参加するようにしてください。
- 当日の交通事情や天候によって、開催時刻の変更または中止を判断する場合があります。

## 5 入札保証金の納付

### (1)受付期間

令和8年1月26日(月)から同年1月28日(水)までの午前9時から午後3時まで

### (2)納付方法

管財課で納付書の発行を受け、金融機関で納付してください。

### (3)留意事項

- 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を納付しなければなりません。
- 納付する入札保証金の額によって、入札できる上限額が決まります。上限額を超えた入札は無効となりますので、ご注意ください。

例)入札保証金5万円を納付した場合

→入札できる上限額は、100万円となります。

100万円を超える金額を入札した場合、入札が無効となります。

- 入札保証金には、利息を付さないものとします。
- 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付します。
- 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後に還付します。ただし、落札者が「13 契約に関する事項 (2)」で定める期間内に正当な理由なく契約を締結しない場合、入札保証金は和歌山市に帰属します。

## 6 入札方法

入札書の提出は、郵便によるものとします。

### (1)入札書の作成方法及び留意事項

#### ①入札書の様式

郵便入札用入札書(和歌山市ホームページ掲載様式)を使用してください。複数の物件の入札に参加される場合、物件ごとに入札書を作成してください。

#### ②入札書作成に係る留意事項

- 入札書は、住民票又は履歴事項全部証明書における商号又は名称等を記載してください。また、印鑑登録により届け出ている実印を押印してください。
- 入札書の日付は、開札日を記載してください。郵便局への差出日や配達指定日ではないのでご注意ください。
- 入札書の金額の訂正は認めませんので、記入を誤った際には、新たな入札書を使用してください。
- 郵便入札となるため、代理人での入札はできません。代理人の記載及び押印があるものは無効となります。また、委任状は使用できません。

## (2)宛先及び到着期限等

### ①宛先

〒640-8799 和歌山中央郵便局留

和歌山市 財政局 財政部 管財課 宛

※直接、和歌山市役所に郵送された場合は無効となります。

### ②郵送方法

入札書は、郵便局の窓口で「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」のいずれかの方法で郵送してください。

※上記以外の方法(普通郵便、特定記録郵便、持参など)で行った入札は無効とします。

### ③入札書の到着期限

令和8年2月3日(火) (日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着)

※入札書の到着期限までに郵便局へ到着しない場合は、入札に参加できません。なお、郵便局の保管期間が10日間であるため、開札日の10日より前に郵送した場合、差出人に返却されますので、ご注意ください。

## (3)封筒の記載方法

次ページに示す「封筒記載例」のとおり記載し、表面に「入札書在中」と朱書きしてください。また、裏面に、「開札日時、物件番号、所在地、地目、面積」並びに「入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名」を記載してください。

同日に開札が行われる複数の入札物件に入札をされる場合は、一括送付することも認めますが、その場合においても、入札物件ごとに封筒を作成し、入札書を入れ封かんしたものを一括送付してください。

## ● 1 物件のみ送付する場合の封筒記載例

※長型 3 号の封筒（120×235mm）を使用してください。

実印で上下 2 か所に封印してください。

|                                         |               |
|-----------------------------------------|---------------|
| 〒640-8799                               |               |
| 和歌山中央郵便局留                               |               |
| 和歌山市財政局財政部管財課 宛                         |               |
| 〇〇書留                                    |               |
| 入札書在中                                   |               |
| 郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により送付してください。 |               |
| 朱書きしてください。                              |               |
| 〒〇〇〇-〇〇〇〇                               |               |
| 和歌山市〇〇町〇丁目〇番地                           |               |
| 株式会社〇〇〇〇                                |               |
| 代表取締役 〇〇〇〇〇                             |               |
| 開札日時                                    | 令和〇年〇月〇日 〇時〇分 |
| 物件番号                                    | 〇             |
| 所在地                                     | 〇〇〇〇〇         |
| 地目                                      | 〇〇            |
| 面積                                      | 〇〇㎡           |
| 印                                       |               |
| 印                                       |               |

※社名等は、ゴム印の押印でも構いません。

※必要事項が記載されていれば、縦書き、横書きは問いません。

## ●複数案件をまとめて送付する場合の封筒記載例

◎中封筒（入札書を入れる封筒。封筒サイズは長型3号（120×235mm）を使用してください。）

和歌山市財政局財政部管財課 宛

入札書在中

朱書きしてください。

印

実印で上下2か所に封印してください。

案件ごとに封筒を作成し、外封筒にまとめて封入すること

中封筒を外封筒に封入

開札日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分

物件番号 〇 所在地 〇〇〇〇

地目 〇〇 面積 〇〇㎡

和歌山市〇〇町〇丁目〇番地

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

※必要事項が記載されていれば、縦書き、横書きは問いません。

◎外封筒（封筒サイズは角型2号（240×332mm）を使用してください。）

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山市財政局財政部管財課 宛

〇〇書留

入札書在中

朱書きしてください。

印

開札日時 令和〇年〇月〇日

物件番号 〇他〇件

和歌山市〇〇町〇丁目〇番地

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

※必要事項が記載されていれば、縦書き、横書きは問いません。

#### (4) 入札に係る留意事項

- 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 入札に参加されない場合は、辞退届等の提出は不要です。到着期限までに入札書が和歌山中央郵便局に届かない場合は不参加とみなします。

## 7 入札の無効事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 指定された郵送方法以外の方法で郵送した入札。
  - ア 「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」以外の郵便物。
  - イ 和歌山中央郵便局留となっていない郵便物。
  - ウ 和歌山市役所に直接持参したもの。
- (3) 入札物件ごとに封筒を作成せず、一括して複数の入札書を同封した入札。
- (4) 封筒に必要事項が記載されていないもの。
- (5) 同一の物件に2以上の入札をしたとき。
- (6) 封かんされていないもの。
- (7) 開札日が異なる入札書を同封したもの。
- (8) 入札書に代理人の記載及び押印があるもの。
- (9) 入札保証金を納付しない者の入札。
- (10) 入札保証金の納付額が入札金額の100分の5に満たないとき。
- (11) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札。
- (12) 入札の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱若しくは不明なとき。
- (13) 金額を訂正した入札書による入札又は所定の入札書を用いていない入札。
- (14) 入札者の印鑑が登録したものと違ったとき。
- (15) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札。
- (16) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (17) 入札に関する条件に違反したとき。

## 8 入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止します。

## 9 開札

### (1)開札日時

各物件の開札日時は次のとおりです。

| 番号 | 開札日時                 |
|----|----------------------|
| 1  | 令和8年2月4日(水) 午前10時00分 |
| 2  | 令和8年2月4日(水) 午前10時15分 |
| 3  | 令和8年2月4日(水) 午前10時30分 |
| 4  | 令和8年2月4日(水) 午前10時45分 |
| 5  | 令和8年2月4日(水) 午前11時00分 |
| 6  | 令和8年2月4日(水) 午前11時15分 |
| 7  | 令和8年2月4日(水) 午後2時00分  |
| 8  | 令和8年2月4日(水) 午後2時15分  |

### (2)開札場所

和歌山市役所 本庁舎5階 入札室

### (3)開札の立会い

①開札は入札者を立ち会わせて行います。入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせて行います。

②立会いできる方は、一申込みにつき1名とし、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人のみとします。

#### ア 入札参加者が立ち会う場合

開札会場に入室する際に一般競争入札参加決定通知書を係員に提示し、会場内の立会人受付簿に会社名及び氏名を記載の上、着席してください。

#### イ 代理人が立ち会う場合

開札会場に入室する前に立会人委任状を提出してください。立会人委任状がない場合は、立会いできません。なお、法人の場合で、代表者以外が立ち会う場合、立会人委任状が必要です。

## 10 落札者の決定の方法

(1)落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行います。

(2)開札の結果、最高入札金額が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとします。

## 11 入札結果の通知

落札者が決定したときは、ただちに口頭又は市有財産売払決定通知書をもって、その旨及び契約の締結について必要事項を落札者に通知します。

## 12 契約保証金

### (1) 受付期間

落札者決定後、契約締結時まで。

### (2) 納付方法

契約担当課で納付書の発行を受け、金融機関で納付してください。

### (3) 留意事項

- 契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければなりません。契約保証金には、利息を付さないものとします。
- 売買代金が契約締結時に納付される場合は、契約保証金を免除します。
- 契約保証金は、売買代金が納付された後に還付します。

## 13 契約に関する事項

(1) 契約書の見本は、和歌山市財政局財政部管財課で御覧いただけます。

(2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に、市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに売買契約を締結するものとします。落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は和歌山市に帰属します。

(3) 落札者(個人の場合に限る。)は、契約締結時までに、身分証明書(本籍地の市町村が発行する)及び登記されていないことの証明書(東京法務局が発行する)を提出してください。

## 14 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付します。

### (1) 用途の制限

買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件を次のア～エに掲げる用途に使用することはできません。

なお、第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合は、その残存期間について、これらの用途の制限を継承させなければなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業その他これらに類する業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所(暴対法第15条第1項に規定する事務所をいう。)その他公序良俗に反する用途

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る業

エ 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第2条第1項(同令第17条の7において準用する場合を含む。)に規定する場外設備、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令97号)第14条第1項に規定する場外車券発売施設、小型自動車競走法(平成25年法律第208号)第8条第3項に規定する場外車券売場及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第5条第3項に規定する場外発売場並びにこれらに類する施設

(2) 違約金

買受者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を和歌山市に支払うものとします。

(3) 必要に応じ、上記(1)の履行状況を確認するため、随時実地調査を行います。

## 15 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は、和歌山市に帰属します。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。
- (2) 本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

## 16 売買代金の納付

落札者は、売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付していただきます。

## 17 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された後、和歌山市から買受人に移転します。

## 18 所有権の移転登記及び費用負担

- (1) 所有権の移転登記手続は、売買代金完納後、買受人の登記嘱託請求により、和歌山市が行います。
- (2) 所有権移転登記費用、登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、落札者の負担になります。
- (3) 売買契約書(本市保管のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。

## 19 その他

- (1)この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び和歌山市契約規則、和歌山市財務規則の定めるところにより処理します。
- (2)個人名(法人名)を除き、落札金額等の落札結果は公表します。

## 20 問合せ先

- (1)入札手続に関すること

和歌山市 財政局 財政部 管財課 財産管理活用班

☎ 073-435-1032

- (2)物件及び契約に関すること

- ①物件番号 1・2

和歌山市 財政局 財政部 管財課 財産管理活用班

☎ 073-435-1032

- ②物件番号 3・4・5

和歌山市 都市建設局 建築住宅部 住宅第1課 管理班

☎ 073-435-1098

- ③物件番号 6

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 車両対策班

☎ 073-435-1082

- ④物件番号 7・8

和歌山市 都市建設局 建築住宅部 住宅第2課 管理班

☎ 073-435-1103